

福祉のまちづくり条例に 基づく協議ガイド



• 事前協議・完了届・整備基準適合証について	1
• 手続きの流れ	4
• 指定施設新築等（変更）事前協議書	5
• 指定施設新築等（変更）通知書	6
• 適合状況項目表	7
• 指定施設工事完了届	15
• 整備基準適合証交付請求書	16
• 福祉のまちづくり条例	17
• 福祉のまちづくり条例施行規則	25
• 整備項目適用表（指定施設別の整備項目一覧）	39
• （参考）建築物移動等円滑化基準チェックリスト	47

令和3年4月

川崎市

1 事前協議について

川崎市福祉のまちづくり条例第 15 条の規定による事前協議には、次により、指定施設新築等（変更）事前協議書（第 5 号様式）を提出してください。

（建築する指定施設が国、地方公共団体等の施設の場合は指定施設新築等（変更）通知書（第 11 号様式）を提出してください。）

(1)提出期限

- ・ 確認申請を要する指定施設 : 確認申請をする日の 30 日前まで
- ・ その他の指定施設 : 新築等の工事に着手する日の 30 日前まで

(2)提出先

協議担当課 { 建築物、駐車場 …まちづくり局建築管理課
(TEL 044-200-3088 明治安田生命ビル11 階)
鉄道の駅等 …まちづくり局交通政策室
(TEL 044-200-2348 明治安田生命ビル6 階)

(3)提出部数

2 部（正本・副本各 1 部）

※副本は正本の写しとし、添付書類も同様としてください。

(4)提出書類

- ア 指定施設新築等（変更）事前協議書（第 5 号様式）
 - イ 適合状況項目表（A 様式）
 - ウ 付近見取図・配置図・各階平面図
 - エ その他市長が必要と認める図書（エレベーター仕様書及び詳細図、便所詳細図等）
- ※A 4 判ファイルで綴ってください。

(5)変更届について

協議終了後に計画を変更する場合は、上記(3)～(5)と同じ書類により「変更」の協議をしてください。

(6)その他

- ・ 47 ページ「建築物移動等円滑化基準チェックリスト」は、確認申請時に活用ください。
- ・ 様式や協議ガイド、整備マニュアル等は、次の川崎市ホームページに掲載しています。

「かわさき福祉のまちづくり」

→ 『川崎市福祉のまちづくり条例』

<http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/26-4-8-0-0-0-0-0-0-0.html>

より使いやすい建築物として整備するために（参考）

2020年の東京オリンピック・パラリンピックを契機とした来訪者の増大等を見据え、国土交通省が策定しているバリアフリー設計のガイドライン「**高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準**」(令和2年度改訂版)が令和2年度末に改正されました。あわせてご活用ください。

(設計標準は国土交通省ホームページに掲載)

令和2年度改訂の概要

- ① 小規模店舗のバリアフリー設計等に関する考え方・留意点の充実
- ② 重度の障害、介助者等に配慮したバリアフリー設計等に関する考え方・留意点の充実
- ③ 建築物のバリアフリーに関する優良事例の追加

2 完了届について

川崎市福祉のまちづくり条例第17条第1項の規定による工事完了の届出は、次により、指定施設工事完了届（第6号様式）を提出してください。

(1)提出期限

工事完了後、すみやかに提出してください。その後、完了検査を行います。

(2)提出先

協議担当課 { 建築物、駐車場 …まちづくり局建築管理課
(TEL 044-200-3088 明治安田生命ビル11階)
鉄道の駅等 …まちづくり局交通政策室
(TEL 044-200-2348 明治安田生命ビル6階)

(3)提出部数

2部（正本・副本各1部）

※副本は正本の写しとし、添付書類も同様としてください。

(4)提出書類

- ア 指定施設工事完了届（第6号様式）
- イ 整備対象箇所のカラー写真（寸法等が判断できるもの）
※事前協議書のファイルに綴じ込むので、A4判縦型に整理してください。
- ウ 完成図面（整備内容に軽微な変更があった場合）
※整備内容がわかるようにしてください。

3 整備適合証について

事前協議が成立し、工事完了検査の結果、整備基準に適合していると認められる場合は、整備基準適合証の交付を請求することができますので、「整備基準適合証交付請求書」（第1号様式）を提出してください。

なお、事前協議で整備基準適合となった場合でも、工事完了後整備の状況により「整備基準適合証」を交付できないことがありますので、予めご了承ください。

(1)提出先

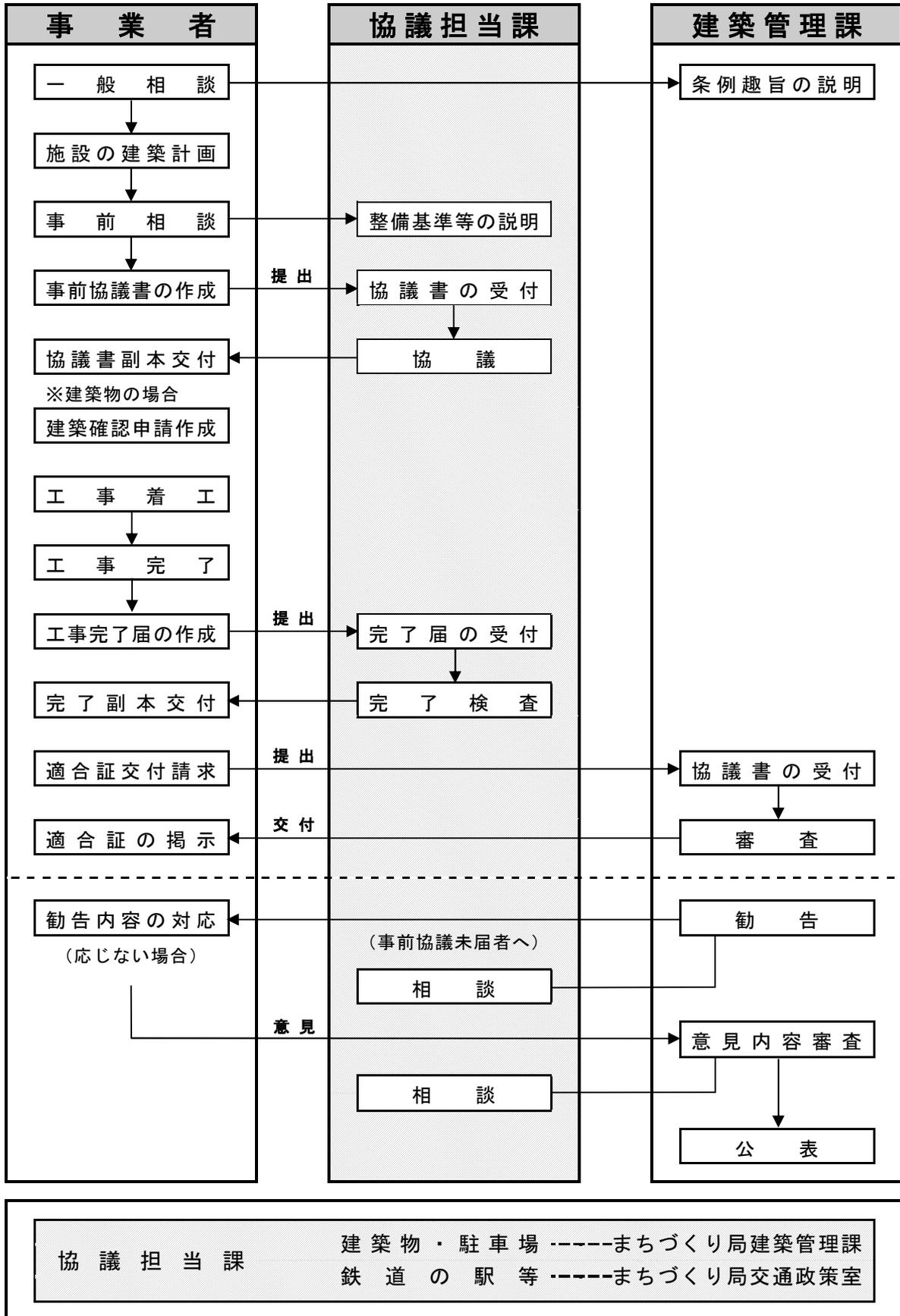
まちづくり局指導部建築管理課（明治安田生命ビル11階）

(2)掲示位置

交付を受けた適合証は、出入口等の見やすい位置に掲示してください。

福祉のまちづくり条例事務の流れ

[新築等]



第5号様式

指定施設新築等(変更)事前協議書

年 月 日

(あて先)川崎市長

住 所
氏 名

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

川崎市福祉のまちづくり条例第15条の規定により、次のとおり協議します。

指定施設の名称					
指定施設の所在地					
指定施設の種類		構造	造 階		
新築等の種類		新築(新設)・増築・改築・用途の変更・大規模の修繕・大規模の模様替え			
指定施設の規模		敷地面積	m ²	建築面積	m ²
		新築等の部分	その他の部分	合 計	
指定施設の延べ面積		m ²	m ²	m ²	
用途の内訳	()	m ²	m ²	m ²	
	()	m ²	m ²	m ²	
	()	m ²	m ²	m ²	
	()	m ²	m ²	m ²	
	共用部分	m ²	m ²	m ²	
駐車場の駐車台数		台 (うち機械式 台・車いす使用者用駐車施設 台)			
工事予定年月日		着手	年 月 日	完了	年 月 日
連絡先		住所	法人名		
		氏名	電 話		
※ 受付欄		年 月 日 第 号			
※ 審査結果等					

- 注 1 ※印欄は、記入しないでください。
2 必要な図書を添付してください。

第 1 1 号様式

指定施設新築等(変更)通知書

年 月 日

(あて先)川崎市長

住 所
氏 名

印

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

川崎市福祉のまちづくり条例第 2 2 条の規定により、次のとおり通知します。

指定施設の名称					
指定施設の所在地					
指定施設の種類		構造	造 階		
新築等の種類		新築(新設)・増築・改築・用途の変更・大規模の修繕・大規模の様替え			
指定施設の規模		敷地面積	m ²	建築面積	m ²
\		新築等の部分	その他の部分	合 計	
指定施設の延べ面積		m ²	m ²	m ²	
用途の内訳	()	m ²	m ²	m ²	
	()	m ²	m ²	m ²	
	()	m ²	m ²	m ²	
	()	m ²	m ²	m ²	
	共用部分	m ²	m ²	m ²	
駐車場の駐車台数		台 (うち機械式 台・車いす使用者用駐車施設 台)			
工事予定年月日		着手	年 月 日	完了	年 月 日
連絡先		住所	法人名		
		氏名	電 話		
※ 受付欄		年 月 日 第 号			
※ 審査結果等					

- 注 1 ※印欄は、記入しないでください。
2 必要な図書を添付してください。

適合状況項目表

(公共交通機関の施設、鉄道の駅と一体として利用される施設、道路及び公園以外の公共的施設用)

名称	
所在地	

整備項目	整備基準	内容	協議*	検査*
1 敷地内通路				
	(1)有効幅員は、140cm以上	cm		
	(2)路面は、滑りにくく、水はけの良い仕上げ	適 否		
	(3)高低差がある場合	高低差 cm		
5 傾斜路の構造	(ア)有効幅員は、140cm以上 (段を併設する場合 90 cm以上)	cm		
	(イ)こう配は、1/15 [1/12] 以下 (高低差 20 [16] cm 未満の場合又は屋内の場合は 1/12 [1/8] 以下)	1/		
	(ウ)高低差 60cm 以内ごとに、踏幅 150cm 以上の踊場	cm		
	(エ)高低差 16cm を超える場合、手すりの設置	有 無		
	(オ)両側は、転落を防ぐ構造	適 否		
	(カ)表面は、滑りにくい仕上げ、踊り場などと識別しやすい構造	適 否		
	車いす使用者用特殊構造昇降機	有 無		
	(4)段の有無	有 無		
6 段の構造	(ア)回り段としない	適 否		
	(イ)手すりの設置	有 無		
	(ウ)表面は、滑りにくい仕上げ	適 否		
	(エ)段を容易に識別しやすく、つまずきにくい構造	適 否		
	(5)排水溝につえ等が落ち込まない構造の溝ぶたの設置	適 否		

2 外部出入口		
直接地上へ通ずる外部出入口		
(1)有効幅員は、90cm以上 (フランス落とし等の金具で固定された戸の部分は、有効幅員に含まない。以下、出入口の有効幅員は同じ。	cm	
(2)車いす使用者の通行の妨げとなる段を設けない	適 否	
(3)床面は、滑りにくい仕上げ	適 否	
(4)戸は、自動的に開閉又は円滑に利用できる構造	適 否	
(5)戸の前後に開閉のための水平面の確保	適 否	
(6)戸の全面が透明な場合、衝突を防止するための措置	有 無	
(7)1に定める構造の敷地内通路との接続	有 無	
直接駐車場へ通ずる外部出入口		
(1)有効幅員は、90cm以上	cm	
(2)車いす使用者の通行の妨げとなる段を設けない	適 否	
(3)床面は、滑りにくい仕上げ	適 否	
(4)戸は、自動的に開閉又は円滑に利用できる構造	適 否	
(5)戸の前後に開閉のための水平面の確保	適 否	
(6)戸の全面が透明な場合、衝突を防止するための措置	有 無	
(7)1に定める構造の敷地内通路との接続	有 無	
3 内部出入口		
(1)有効幅員は、80cm以上	cm	
(2)車いす使用者の通行の妨げとなる段を設けない	適 否	
(3)戸は、自動的に開閉又は円滑に利用できる構造	適 否	
(4)戸の前後に開閉のための水平面の確保	適 否	
4 廊下等		
(1)有効幅員は、140cm以上 (共同住宅及び寄宿舍で車いすの転回に支障のない構造の部分を適切に設けた場合の有効幅員は、120cm以上)	cm	
(2)床面は、滑りにくい仕上げ	適 否	
(3)高低差がある場合	高低差 cm	
5 傾 斜 路 (ア)有効幅員は、140cm以上 (階段を併設する場合 90cm以上)	cm	
(イ)こう配は、1/12以下	1/	

	(ウ) 高低差 60 cm 以内ごとに、踏幅 150cm 以上の踊場		cm	
	(エ) 高低差 16cm を超える場合、手すりの設置	適	否	
	(オ) 両側は、転落を防ぐ構造	適	否	
	(カ) 表面は、滑りにくい仕上げ、踊場等と識別しやすい色又は材質	適	否	
	車いす使用者用特殊構造昇降機	有	無	
	(4) 手すりの設置(社会福祉施設及び医療施設)	有	無	
	(5) 曲がり角は、車いす使用者の通行に支障のない構造	適	否	
6	階段			
	(1) 有効幅員は、130cm 以上 (7 に定めるエレベーターを設置しない場合)		cm	
	(2) 回り階段としない(主たる階段)	適	否	
	(3) 手すりの設置	有	無	
	(4) 表面は、滑りにくい仕上げ	適	否	
	(5) 段を容易に識別しやすく、つまずきにくい構造	適	否	
7	エレベーター			
	エレベーターの設置	有	無	
	ア かご・昇降路の出入口の有効幅員は、それぞれ 80cm 以上		cm	
	イ かごは、間口 140cm 以上、奥行 135cm 以上 (ただし、共同住宅・事務所・寄宿舍・工場は、 間口 105cm 以上、奥行き 152cm 以上)	間口(幅)	cm	
		奥行き	cm	
	ウ かごの床面は、車いすの転回に支障なく、滑りにくい仕上げ	適	否	
	エ かご内に、かごの停止予定階・現在位置表示装置の設置	有	無	
	オ かご内に、かごの停止階及びかご・昇降路の戸の閉鎖を知らせる音声装置の設置	有	無	
	カ かご内に、戸の開閉等出入口の状況を確認することができる鏡の設置	有	無	
	キ かご内の左右両面の側板に、手すりの設置	有	無	
	ク かご内・乗降ロビーに、車いす使用者が利用しやすい位置に制御装置の設置 (かご内の 1 以上の制御装置には、インターホンを設置)	有	無	
	ケ かご内・乗降ロビーの制御装置の操作・階を点字その他の方法により表示	有	無	
	コ 乗降ロビーの幅・奥行きは、それぞれ 150cm 以上	幅	cm	
		奥行き	cm	

サ 乗降ロビーに、停止するかごの昇降方向を音声等により知らせる装置の設置	有	無	
無の場合、かご内にかごの昇降方向を音声により知らせる装置の設置	有	無	

8 便所

(1) 多機能トイレ			
ア 多機能トイレ・多機能便房の出入口の有効幅員は、それぞれ 80 cm 以上	便所	cm	
	便房	cm	
イ 多機能トイレ・多機能便房の戸は、円滑に利用できる構造	適	否	
ウ 多機能便房の幅・奥行きの内法はそれぞれ 200cm 以上 (構造上やむを得ない場合は、一方を 150cm 以上)	幅	cm	
	奥行き	cm	
エ 多機能トイレ・多機能便房の出入口に段を設けない	適	否	
否の場合、円滑に通過できる構造	適	否	
オ 手すり付きの腰掛式便器の設置	有	無	
カ 付属器具は円滑に利用できるもの (必要に応じ緊急通報装置の設置)	適	否	
キ 床面は、滑りにくい仕上げ	適	否	
ク 多機能便房内に、円滑に利用できる構造の洗面器の設置	有	無	
ケ 多機能便房内に、荷物台の設置	有	無	
コ 多機能トイレを外部出入口のある階及び複数階に設置	有	無	
サ 出入口に多機能トイレの表示	有	無	
シ 小便器を設ける場合は、手すり付きの床置き式小便器等の設置	有	無	
ス オストメイト対応の水洗器具の設置	有	無	
(2) 多機能トイレ以外の便所			
ア 便所・便房の出入口の有効幅員は、それぞれ 80 cm 以上	便所	cm	
	便房	cm	
イ 出入口に段を設けない	適	否	
否の場合、円滑に通過できる構造	適	否	
ウ 床面は、滑りにくい仕上げ	適	否	
エ 手すり付きの腰掛式便器の設置	有	無	
オ 円滑に利用できる構造の洗面器の設置	有	無	

	カ 小便器を設ける場合は、手すり付きの床置き式小便器等の設置	有	無		
9	駐車場				
	車いす使用者用駐車施設の設置(総駐車台数____台) (100台以下の場合1以上、100台を超える場合1/100以上)		台		
	(1)幅は370cm以上、奥行きは600cm以上 (2台目以降は、幅は350cm以上、奥行きは500cm以上)	幅	cm		
		奥行き	cm		
	(2)出入口に近接した水平な場所への設置	適	否		
	(3)車いす使用者用駐車施設である旨を見やすい方法でわかりやすく表示	適	否		
	外部出入口から駐車場に至る通路				
	1 敷地内通路	(1)有効幅員は、140cm以上	cm		
		(2)路面は、滑りにくく、水はけの良い仕上	適	否	
		(3)高低差がある場合	高低差	cm	
		5 傾斜路の構造	(ア)有効幅員は、140cm以上 (段を併設する場合90cm以上)	cm	
			(イ)こう配は、1/15〔1/12〕以下 (高低差20〔16〕cm未満の場合又は屋内の場合は1/12〔1/8〕以下)	1/	
			(ウ)高低差60cm以内ごとに、踏幅150cm以上の踊場	cm	
			(エ)高低差16cmを超える場合、手すりの設置	有	無
			(オ)両側は、転落を防ぐ構造	適	否
			(カ)表面は、滑りにくい仕上げ、踊り場などと識別しやすい構造	適	否
		車いす使用者用特殊構造昇降機	有	無	
	(4)段の有無	有	無		
	6 段の構造	(ア)回り段としない	適	否	
		(イ)手すりの設置	有	無	
		(ウ)表面は、滑りにくい仕上げ	適	否	
		(エ)段を容易に識別しやすく、つまずきにくい構造	適	否	
	(5)排水溝につえ等が落ち込まない構造の溝ぶたの設置	適	否		
10	レジ通路等				
	有効幅員は、90cm以上		cm		

11 浴室				
(1) 出入口の有効幅員は、80cm 以上		cm		
(2) 出入口に段を設けない	適	否		
否の場合、円滑に通過できる構造	適	否		
(3) 戸は、円滑に利用できる構造	適	否		
(4) 脱衣室・洗い場の床面は、滑りにくい仕上げ	適	否		
(5) 浴槽・洗い場に、必要に応じて手すりを設置	有	無		
(6) 洗い場の床面から浴槽の縁の上端までの高さの配慮	適	否		
12 シャワー室及び更衣室				
(1) 出入口の有効幅員は、80cm 以上		cm		
(2) 出入口に段を設けない	適	否		
否の場合、円滑に通過できる構造	適	否		
(3) 戸は、円滑に利用できる構造	適	否		
(4) 床面は、滑りにくい仕上げ	適	否		
(5) シャワー用の区画のうち、1 以上に手すりの設置	有	無		
(6) シャワー用の区画のうち、1 以上に壁付ベンチ等の設置	有	無		
13 客室				
総客室数		室		
(1) 出入口の構造				
3 内部 出入口	(1) 有効幅員は、80cm 以上		cm	
	(2) 車いす使用者の通行の妨げとなる段を設けない	適	否	
	(3) 戸は、自動的に開閉又は円滑に利用できる構造	適	否	
	(4) 戸の前後に開閉のための水平面の確保	適	否	
(2) 床面は、滑りにくい仕上げ	適	否		
(3) 室内に手すり等を適切に配置	適	否		
(4) 車いす使用者が円滑に移動・回転できるように、十分な広さを確保	適	否		
(5) ベッドは、車いすの座面の高さと同程度の高さを確保	適	否		
(6) 次の内部出入口を有し、床面積が確保され、かつ、腰掛式の便器、手すり等が適切に配置された便所の設置	有	無		
3 内部 出入口	(1) 有効幅員は、80cm 以上		cm	
	(2) 車いす使用者の通行の妨げとなる段を設けない	適	否	
	(3) 戸は、自動的に開閉又は円滑に利用できる構造	適	否	

	(4) 戸の前後に開閉のための水平面の確保	適	否	
	(7) 次の内部出入口を有し、浴槽、手すり等が適切に配置された浴室の設置	有	無	
3 内部出入口	(1) 有効幅員は、80cm 以上		cm	
	(2) 車いす使用者の通行の妨げとなる段を設けない	適	否	
	(3) 戸は、自動的に開閉又は円滑に利用できる構造	適	否	
	(4) 戸の前後に開閉のための水平面の確保	適	否	
14 観覧席等				
(1) 車いす使用者用席の設置(観覧席等の総数____席) (500 席以下の場合 2 席以上、500 席を超える場合 1/200 以上)			席	
ア 1 席当たりの幅 90cm 以上、奥行き 140cm 以上	幅		cm	
	奥行き		cm	
イ 床面は、滑りにくい仕上げ	適	否		
ウ 出入口に近接し、段差なく到達できる場所への設置	適	否		
エ 車いす使用者用席に至る通路は、人と車いすのすれ違いができる幅員を確保	適	否		
(2) 障害者、高齢者等が客席又は舞台そで口から舞台に上ることのできる経路を確保		適	否	
15 カウンター及び記載台				
(1) 高さは、75cm 程度			cm	
(2) 下部に、車いす使用者が円滑に利用できる構造のけこみの設置		有	無	
16 公衆電話機及び公衆電話台				
(1) 障害者、高齢者等が円滑に利用できる公衆電話機の設置		有	無	
(2) 可動式台又は固定式台の設置		有	無	
ア 固定式台の場合の高さは、75cm 程度			cm	
イ 下部に、車いす使用者が円滑に利用できる構造のけこみの設置	有	無		
17 案内標示				
(1) 障害者、高齢者等が見やすく、分かりやすい案内設備の設置		適	否	
(2) 点字その他の方法による表示		有	無	
(3) 障害者、高齢者等が見やすい位置、かつ、分かりやすい標識(エレベーター、多機能トイレ、車いす使用者用駐車施設)の設置		適	否	

18 非常口及び誘導設備			
(1)非常口には、段を設けない	適	否	
(2)誘導設備			
ア 外部出入口等に、非常時を知らせる点滅灯又は点滅灯と連動した電光表示板の設置	有	無	
イ 一斉放送ができる設備の設置	有	無	
19 休憩施設及び授乳場			
利用者の休憩の設備及び授乳のための場所の設置	有	無	
20 視覚障害者の安全かつ円滑な利用に必要な設備			
(1)視覚障害者誘導用ブロック（原則黄色）の敷設又は音声誘導設備の設置			
ア 敷地内通路	有	無	
イ 外部出入口の戸の前後	有	無	
ウ 外部出入口から受付又は案内標示に至る廊下等	有	無	
エ 傾斜路の上端及び下端並びに踊り場 (敷地内通路に階段を併設する場合は除く)	有	無	
オ 階段の上端及び下端並びに踊り場	有	無	
カ エレベーターの操作盤に近接した場所	有	無	
(2)必要に応じて、手すりの終始部分に点字その他の案内設備の設置			
廊下等	有	無	
傾斜路	有	無	
階段	有	無	
(3)出入口に点字その他の案内設備の設置			
便所	有	無	
客室	有	無	
(4)エスカレーターのかし板は、ステップ部と区別しやすい色	適	否	
21 聴覚障害者の安全かつ円滑な利用に必要な整備			
(1)窓口等に、文字による情報を表示する設備の設置	有	無	
(2)会議室に、スクリーン等及びスクリーン等に文字を映し出せる機器の設置	有	無	
(3)客席に、難聴者の聴力を補う設備の設置	有	無	
(4)受付等に、手話通訳者の配置	有	無	

第6号様式

指定施設工事完了届

年 月 日

(あて先)川崎市長

住 所

氏 名

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

川崎市福祉のまちづくり条例第17条第1項の規定により、次のとおり工事が完了したので届け出ます。

指定施設の名称					
指定施設の所在地					
指定施設の種類		構 造	造 階		
協議受付番号及び協議終了年月日	第 号		年 月 日		
工 事 年 月 日	着手	年 月 日	完了	年 月 日	
連 絡 先	住 所			法人名	
	氏 名			電 話	
※ 受 付 欄	年 月 日		第 号		
※ 審 査 結 果 等					

- 注 1 ※印欄は、記入しないでください。
 2 事前協議の対象となった部分の写真を添付してください。

第1号様式

整備基準適合証交付請求書

(道路及び公園以外の公共的施設用)

年 月 日

(あて先)川崎市長

住 所
氏 名

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

川崎市福祉のまちづくり条例第14条第1項の規定により、整備基準適合証の交付を受けたいので、次のとおり請求します。

名 称					
所 在 地					
種 類		構造	造 階		
規 模	敷地面積	m ²	建築面積	m ²	
公共的施設の延べ面積	m ²				
用 途 の 内 訳	()	m ²			
	()	m ²			
	()	m ²			
	()	m ²			
	共 用 部 分	m ²			
駐車場の駐車台数	台 (うち機械式 台・車いす 使用者用駐車施設 台)		工事完了年月	年 月	
事前協議の有無	有(終了年月日 . . . / 受付番号)・無		指定施設工事 完了届の有無	有・無	
連 絡 先	住 所		法人名		
	氏 名		電 話		
※ 受 付 欄	年 月 日 第 号				
※ 審 査 結 果 等					

- 注 1 ※印欄は、記入しないでください。
2 必要な図書を添付してください。

川崎市福祉のまちづくり条例

〔平成 9 年 7 月 1 日〕
〔条 例 第 3 6 号〕

最近改正 令和 3 年 3 月 2 4 日条例第 1 5 号

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条～第 6 条）
 - 第 2 章 福祉のまちづくりの基本方針等（第 7 条～第 9 条）
 - 第 3 章 施設の整備
 - 第 1 節 公共的施設の整備（第 1 0 条～第 1 4 条）
 - 第 2 節 指定施設の整備（第 1 5 条～第 2 2 条）
 - 第 3 節 公共車両等、公共的工作物及び住宅の整備（第 2 3 条～第 2 5 条）
 - 第 4 章 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の規定に基づく事項（第 2 6 条～第 3 5 条）
 - 第 5 章 雑則（第 3 6 条）
- 附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、すべての市民が住み慣れた地域社会において安心して快適な生活を営み、積極的に社会参加を行い、及び心豊かな生活を送ることができるよう行われる福祉のまちづくりに関し、市、事業者及び市民の責務を明らかにし、並びに市の基本方針に基づく施策について定めるとともに、高齢者、障害者等が安全かつ快適に利用できる施設の整備について必要な事項を定めることにより、福祉のまちづくりの総合的推進を図り、もって市民の福祉の増進に資することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例で使用する用語の意義は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 1 8 年法律第 9 1 号。以下「法」という。）及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成 1 8 年政令第 3 7 9 号。以下「令」という。）で使用する用語の例による。

2 この条例において「公共的施設」とは、官公庁の施設、社会福祉施設、医療施設、教育文化施設、公共交通機関の施設、宿泊施設、商業施設、共同住宅、事務所、道路、公園その他の不特定かつ多数の者の利用に供する施設で規則で定めるものをいう。

（市の責任）

第 3 条 市は、この条例の目的を達成するため、福祉のまちづくりに関する施策を総合的に実施する責務を有する。

2 市は、自ら設置し、又は管理する施設について、高齢者、障害者等が安全かつ快適に利用できるようその整備に努めるものとする。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、福祉のまちづくりの重要性及び自らの事業活動が地域社会と密接な関係にあることを認識し、自ら設置し、又は管理する施設について、高齢者、障害者等が安全かつ快適に利用できるようその整備に努めるとともに、他の事業者と協力して福祉のまちづくりの推進に努めなければならない。

2 事業者は、市が実施する福祉のまちづくりに関する施策に協力するよう努めなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、福祉のまちづくりの重要性及び地域社会の一員としての自らの役割を認識し、相互に協力して福祉のまちづくりの推進に努めなければならない。

2 市民は、市が実施する福祉のまちづくりに関する施策に協力するよう努めなければならない。

3 市民は、高齢者、障害者等が安全かつ快適に利用できるよう整備された施設の利用の妨げとなる行為をしてはならない。

(協力及び連携)

第6条 市、事業者及び市民は、相互に協力し、及び連携し、一体となって福祉のまちづくりを推進しなければならない。

第2章 福祉のまちづくりの基本方針等

(施策の基本方針)

第7条 市は、福祉のまちづくりを推進するため、次に掲げる基本方針に基づく施策を総合的に実施するものとする。

(1) すべての市民が、福祉のまちづくりに関する理解を深めるとともに、積極的に福祉のまちづくりに取り組むよう意識の高揚を図ること。

(2) 高齢者、障害者等が、安全かつ快適に利用できるよう施設を相互の連携に配慮して整備すること。

(情報の提供等)

第8条 市は、事業者及び市民に対し、福祉のまちづくりに関する情報の提供、技術的指導又は助言を行うものとする。

(財政上の措置)

第9条 市は、福祉のまちづくりを推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第3章 施設の整備

第1節 公共的施設の整備

(整備基準)

第10条 市長は、公共的施設の構造及び設備等の整備に関し、高齢者、障害者等が安全かつ快適に利用できるものとするために必要な基準(以下「整備基準」という。)を定めるものとする。

2 整備基準は、次に掲げる事項について、公共的施設の種類の区分に応じて規則で定める。

(1) 出入口に関する事項

(2) 廊下及び階段に関する事項

- (3) エレベーターに関する事項
- (4) 便所に関する事項
- (5) 駐車場に関する事項
- (6) 案内標示及び視覚障害者誘導施設に関する事項
- (7) 歩道及び公園の園路に関する事項
- (8) 前各号に掲げるもののほか、高齢者、障害者等の利用に配慮すべき事項
(整備基準の遵守)

第11条 公共的施設の新築、新設、増築、改築、用途の変更、大規模の修繕又は大規模の様替え(以下「新築等」という。)をしようとする者は、整備基準を遵守しなければならない。ただし、整備基準を遵守した場合と同等以上に高齢者、障害者等が安全かつ快適に利用することができるものと認められる場合又は規模、構造、地形の状況等により整備基準を遵守することが困難であると認められる場合は、この限りでない。

(既存施設の整備)

第12条 この条例の施行の際現に存する公共的施設(新築等の工事中のものを含む。以下「既存施設」という。)を設置し、又は管理する者は、当該既存施設について、整備基準に適合させるよう努めなければならない。

(維持及び保全)

第13条 公共的施設を設置し、又は管理する者は、当該公共的施設を整備基準に適合させた場合は、当該適合させた部分の機能の維持及び保全に努めなければならない。

(整備基準適合証の交付)

第14条 公共的施設を設置し、又は管理する者は、当該公共的施設を整備基準に適合させているときは、市長に対し、規則で定めるところにより、整備基準に適合していることを証する証票(以下「整備基準適合証」という。)の交付を請求することができる。

2 市長は、前項の規定による請求があった場合において、当該公共的施設が整備基準に適合していると認めるときは、当該請求をした者に対し、整備基準適合証を交付するものとする。

第2節 指定施設の整備

(事前協議)

第15条 公共的施設で規則で定める種類及び規模のもの(以下「指定施設」という。)の新築等をしようとする者は、その計画(整備基準に適合させるべき部分を含まない計画を除く。)について、規則で定めるところにより、あらかじめ市長に協議しなければならない。これを変更しようとする場合(規則で定める軽微な変更の場合を除く。)も、同様とする。

(指導又は助言)

第16条 市長は、前条の規定による協議があった場合において、当該協議に係る指定施設の新築等の計画が整備基準に適合しないと認めるときは、当該協議をした者に対し、必要な指導又は助言を行うことができる。

(工事完了の届出、完了検査等)

第17条 第15条の規定による協議をした者は、当該協議に係る指定施設の新築等の工事を完了したときは、規則で定めるところにより、速やかに市長に届け出て、当該指定施設の構造及び設備等に関し市長の検査を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による届出をしない者に対し、当該届出をするよう指導を行うことができる。

3 市長は、第1項の規定による検査を行った場合において、第15条の規定により行われた協議の内容と異なると認めるときは、工事完了の届出をした者に対し、必要な指導又は助言を行うことができる。

(勧告)

第18条 市長は、第15条の規定による協議を行わずに工事に着手した者に対し、当該協議を行うべきことを勧告することができる。

2 市長は、前条第2項の規定による指導を受けた者が、正当な理由なく指導に従わないときは、当該指導に従うよう勧告することができる。

3 市長は、第15条の規定による協議をした者が、当該協議の内容と異なった工事を行った場合で前条第3項に規定する指導又は助言に正当な理由なく従わないときは、当該指導又は助言に従うよう勧告することができる。

(公表)

第19条 市長は、前条の規定による勧告を受けた者が、正当な理由なく当該勧告に応じないときは、その旨を公表することができる。

2 市長は、前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ当該公表される者にその理由を通知し、その者が意見を述べ、証拠を提示する機会を与えなければならない。

(適合状況の報告等)

第20条 市長は、必要があると認めるときは、既存施設のうち指定施設であるもの（以下「既存指定施設」という。）を設置し、又は管理する者に対し、当該既存指定施設が整備基準に適合しているかどうかの報告を求めることができる。

2 市長は、前項の規定による報告があった場合において、当該報告に係る既存指定施設が整備基準に適合しないと認めるときは、当該報告をした者に対し、必要な指導又は助言を行うことができる。

(立入調査)

第21条 市長は、第16条から第18条まで、第19条第1項及び前条の規定の施行に必要な限度において、その職員に、指定施設に立ち入り、当該指定施設が整備基準に適合しているかどうかを調査させ、又は関係者に質問させること（以下「立入調査」という。）ができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(国等に関する特例)

第22条 この節の規定は、国、地方公共団体その他規則で定める者（以下「国等」という。）に対しては、適用しない。ただし、国等が、指定施設の新築をしようとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめ市長に通知しなければならない。

第3節 公共車両等、公共的工作物及び住宅の整備

(公共車両等の整備)

第23条 鉄道車両、自動車その他の旅客の運送の用に供するもの（以下「公共車両等」という。）を所有し、又は管理する者は、当該公共車両等について、高齢者、障害者等が安全かつ快適に利用できるようその整備に努めなければならない。

(公共的工作物の整備)

第24条 公衆電話ボックスその他の不特定かつ多数の者の利用に供する工作物（以下「公共的工作物」という。）を設置し、又は管理する者は、当該公共的工作物について、高齢者、障害者等が安全かつ快適に利用できるようその整備に努めなければならない。

(住宅の整備)

第25条 住宅を供給する事業者は、当該供給する住宅について、高齢者、障害者等が安全かつ快適に利用できるようその整備に努めなければならない。

2 市民は、その所有する住宅について、居住する者が将来にわたって安全かつ快適に利用できるようその整備に努めなければならない。

第4章 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の規定に基づく事項

(特別特定建築物に追加する特定建築物)

第26条 法第14条第3項の条例で定める特定建築物は、次に掲げるもの（建築基準法（昭和25年法律第201号）第85条第1項若しくは第2項に規定する応急仮設建築物又は同条第5項若しくは第6項の許可を受けた建築物（次条において「応急仮設建築物等」という。）を除く。）とする。

(1) 学校（令第5条第1号に規定するものを除く。）

(2) 共同住宅

(3) 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの（令第5条第9号に規定するものを除く。）

(4) 体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する運動施設又は遊技場（令第5条第11号に規定するものを除く。）

(特別特定建築物等の新築の規模)

第27条 法第14条第3項の条例で定める建築の規模は、新築の場合において、別表の左欄に掲げる特別特定建築物等（特別特定建築物及び前条各号に掲げる特定建築物をいう。以下同じ。）（応急仮設建築物等を除く。）の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

(建築物移動等円滑化基準に付加する事項)

第28条 法第14条第3項の規定により同条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準に付加する事項は、次条から第33条までに定めるところによる。

(階段)

第29条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する階段は、次に掲げるものでなければならない。

(1) 踊場に手すりを設けること。

(2) 主たる階段は、回り階段でないこと。

(3) 主たる階段の幅（当該幅の算定に当たっては、手すりの幅は、10センチメートルを限度として、ないものとみなす。）は、130センチメートル以上とすること。

2 前項第3号の規定は、当該階段を共同住宅に設ける場合並びに当該階段を設けようとする特別特定建築物等に令第18条第2項第5号に規定するエレベーター及びその乗降ロビーが設けられている場合には、適用しない。

（便所）

第30条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合には、そのうち1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）は、次に掲げるものでなければならない。

(1) 床の表面は、滑りにくい材料で仕上げること。

(2) 令第14条第1項第1号に規定する車椅子使用者用便房及び当該便房が設けられている便所の出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。

（移動等円滑化経路）

第31条 令第18条第1項に規定する移動等円滑化経路（以下「移動等円滑化経路」という。）は、次に掲げるものでなければならない。

(1) 移動等円滑化経路を構成する直接地上へ通ずる出入口の幅は、90センチメートル以上とすること。

(2) 移動等円滑化経路を構成する令第6条第2号に規定する廊下等（以下「廊下等」という。）の幅は、140センチメートル以上とすること。

(3) 移動等円滑化経路を構成する傾斜路（階段に代わるものに限る。）の幅は、140センチメートル以上とすること。

(4) 移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路は、次に掲げるものであること。

ア 幅は、140センチメートル以上とすること。

イ 傾斜路の幅は、段に代わるものにあつては、140センチメートル以上とすること。

2 前項第2号及び第3号の規定は、共同住宅を建築する場合には、適用しない。

（増築等に関する適用範囲）

第32条 建築物の増築又は改築（用途の変更をして特別特定建築物等にすることを含む。以下この条において「増築等」という。）をする場合には、前3条の規定は、次に掲げる建築物の部分に限り、適用する。

(1) 当該増築等に係る部分

(2) 令第18条第1項第1号に規定する道等（以下この条において「道等」という。）から前号に掲げる部分にある同項第1号に規定する利用居室（以下この条において「利用居室」という。）までの1以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーター及び敷地内の通路

(3) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所

(4) 第1号に掲げる部分にある利用居室（当該部分に利用居室が設けられていないときは、道等）から令第14条第1項第1号に規定する車椅子使用者用便房（前号に掲げる便所に設けられるものに限る。）までの1以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーター及び敷地内の通路

- (5) 令第17条第1項に規定する車椅子利用者用駐車施設（令第22条第5号に掲げる駐車場に設けられるものに限る。）から第1号に掲げる部分にある利用居室（当該部分に利用居室が設けられていないときは、道等）までの1以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーター及び敷地内の通路
（公立小学校等及び特定建築物に関する読替え）

第33条 令第5条第1号に規定する公立小学校等及び第26条の規定により特別特定建築物に追加した特定建築物に対する第29条第1項、第30条及び前条の規定の適用については、これらの規定中「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」とあるのは「多数の者が利用する」とする。

（適用除外）

第34条 第26条から前条までの規定は、市長がこれらの規定によることなく高齢者、障害者等が特別特定建築物等を円滑に利用できると認めて許可した場合又は建築物若しくはその敷地の形態上やむを得ないと認めて許可した場合においては、適用しない。

（手数料）

第35条 前条の規定に基づく許可の申請に対する審査を行う場合は、1件につき、27,000円の手数料を徴収する。

2 前項の手数料は、申請の際、申請者から徴収する。

3 次の各号のいずれかに該当するときは、手数料を減額し、又は免除することができる。

(1) 官公署からの申請によるとき。

(2) その他市長が減額又は免除を適当と認めるとき。

4 既納の手数料は、還付しない。

第5章 雑則

（委任）

第36条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成10年1月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成21年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に工事中の特別特定建築物等（改正後の条例第27条に規定する特別特定建築物等をいう。以下この項において同じ。）の高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第2条第19号に規定する建築（用途の変更をして特別特定建築物等にすることを含む。）については、改正後の条例第4章の規定は、適用しない。

附 則

この条例は、平成30年9月25日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第2条及び次項の規定は、同年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第2条の規定の施行の際現に工事中の指定施設（川崎市福祉のまちづくり条例第15条に規定する指定施設をいう。以下同じ。）の新築等（川崎市福祉のまちづくり条例第11条に規定する新築等をいう。以下同じ。）又は第2条の規定の施行の日から令和3年10月30日までに工事に着手する指定施設の新築等については、同条の規定による改正前の条例第22条の規定は、なおその効力を有する。

別表（第27条関係）

特 別 特 定 建 築 物 等	建築の規模
学校	床面積の合計 2,000平方メートル未満
病院又は診療所（患者の入院施設があるものに限る。）	
保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署	
老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの	
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	
博物館、美術館又は図書館	
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの	
診療所（患者の入院施設がないものに限る。）	床面積の合計 500平方メートル以上
集会場又は公会堂	
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	
公衆浴場	
飲食店	
理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	
劇場、観覧場、映画館又は演芸場	床面積の合計 1,000平方メートル以上
展示場	
ホテル又は旅館	
体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する運動施設又は遊技場	

川崎市福祉のまちづくり条例施行規則

〔平成9年11月21日
規則第103号〕

最近改正 平成29年3月31日規則第33号

(趣旨)

第1条 この規則は、川崎市福祉のまちづくり条例（平成9年川崎市条例第36号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(公共的施設)

第2条 条例第2条第2項に規定する規則で定める施設は、別表第1のとおりとする。

(整備基準)

第3条 条例第10条第2項に規定する規則で定める整備基準は、公共的施設の種類の区分に応じ、別表第2から別表第6までに定めるとおりとする。

(整備基準適合証)

第4条 条例第14条第1項の規定による請求は、整備基準適合証交付請求書（道路及び公園以外の公共的施設用）（第1号様式）、整備基準適合証交付請求書（道路用）（第2号様式）又は整備基準適合証交付請求書（公園用）（第3号様式）により行わなければならない。

2 前項の整備基準適合証交付請求書には、道路以外の公共的施設に係るものにあつては第1号から第4号まで及び第6号に掲げる図書を、公共交通機関の施設に係るものにあつては適合状況項目表（公共交通機関の施設用）（第5号様式）並びに第1号から第3号まで及び第5号に掲げる図書を、道路に係るものにあつては第1号、第2号、第5号及び第6号に掲げる図書をそれぞれ添付しなければならない。ただし、条例第17条第1項の規定による届出をした者については、この限りでない。

(1) 市長が別に定めるところにより、整備基準の適合状況について記載した書類

(2) 方位、道路及び目標となる地物を明示した付近見取図

(3) 縮尺、方位、敷地の境界線、土地の高低、敷地内における建築物の位置、用途及び規模、道路又は園路の位置及び幅員、敷地内における出入口、駐車場その他の主要部分の位置及び寸法並びに敷地に接する道の位置及び幅員を明示した配置図

(4) 縮尺、方位、間取り、各室の用途、床の高低並びに出入口、駐車場その他の主要部分の位置及び寸法を明示した建築物の各階平面図

(5) 縮尺、方位、道路の位置及び幅員並びに土地の高低を明示した平面図

(6) その他市長が必要と認める図書

3 条例第14条第1項に規定する整備基準適合証は、第4号様式のとおりとする。

4 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、整備基準適合証の交付を受けた者から整備基準適合証を返還させることができる。

(1) 虚偽の請求その他不正の事実が判明したとき。

(2) 交付の対象となった公共的施設が、増築、改築、用途の変更、大規模の修繕又は大規模の様態替えにより整備基準に適合しなくなったとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、返還させることが適当であると認めるとき。

(指定施設)

第5条 条例第15条に規定する指定施設は、別表第1の公共的施設の欄に掲げる施設のうち、当該指定施設の欄に定める施設とする。

(事前協議)

第6条 条例第15条の規定による事前協議は、次の各号に掲げる指定施設の区分に応じ、当該各号に定める期限までに、指定施設新築等(変更)事前協議書(第5号様式)により行わなければならない。

(1) 建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項又は第6条の2第1項(これらの規定を同法第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。)に規定する確認の申請(以下「確認申請」という。)を要する指定施設 確認申請をする日の30日前

(2) その他の指定施設 新築等の工事に着手する日の30日前

2 前項の指定施設新築等(変更)事前協議書には、第4条第2項第1号から第4号まで及び第6号に掲げる図書を添付しなければならない。

(軽微な変更)

第7条 条例第15条に規定する規則で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

(1) 整備基準に適合している部分を高齢者、障害者等がより安全かつ快適に利用できるようにする変更

(2) 工事の着手の予定年月日の変更又は工事の完了の予定年月日の変更

(工事完了の届出)

第8条 条例第17条第1項の規定による届出は、指定施設工事完了届(第6号様式)により行わなければならない。

2 前項の指定施設工事完了届には、事前協議に基づく工事が行われたことを証する写真を添付しなければならない。

(勧告)

第9条 条例第18条の規定による勧告は、勧告書(第7号様式)により行うものとする。

(公表)

第10条 条例第19条第1項の規定による公表は、公告等の方法により行うものとする。

2 条例第19条第2項に規定する通知は、意見等の機会付与通知書(第8号様式)により行うものとする。

(適合状況の報告)

第11条 条例第20条第1項の規定による報告は、市長が定める期日までに、指定施設適合状況報告書(第9号様式)により行わなければならない。

2 前項の指定施設適合状況報告書には、第4条第2項第1号に掲げる書類を添付しなければならない。

(身分証明書)

第12条 条例第21条第2項の規定による職員の身分を示す証明書は、第10号様式とする。

(条例第22条に規定する規則で定める者)

第13条 条例第22条に規定する規則で定める者は、独立行政法人都市再生機構、神奈川県住宅供給公社及び川崎市住宅供給公社とする。

(国等の通知)

第14条 条例第22条の規定による通知は、指定施設新築等(変更)通知書(第11号様式)により行わなければならない。

2 第6条第2項の規定は、前項の指定施設新築等(変更)通知書に添付しなければならない図書について準用する。

(許可の申請等)

第15条 条例第34条の規定による許可を受けようとする者は、許可申請書(第12号様式)に、第4条第2項第2号から第4号まで及び第6号に掲げる図書を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、条例第34条の規定による許可の申請があった場合において、許可の決定をしたときは許可通知書(第13号様式)により、不許可の決定をしたときは不許可通知書(第14号様式)により申請者に通知するものとする。

(委任)

第16条 この規則の施行に関し必要な事項は、まちづくり局長が定める。

附 則

この規則は、平成10年1月1日から施行する。

附 則(平成11年3月31日規則第24号) 抄

(施行期日)

1 この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成11年9月30日規則第85号)

この規則は、平成11年10月1日から施行する。

附 則(平成12年3月31日規則第47号)

(施行期日)

1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

附 則(平成12年12月28日規則第136号)

この規則は、平成13年1月6日から施行する。

附 則(平成13年3月30日規則第18号) 抄

(施行期日)

1 この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成15年9月1日規則第99号)

(施行期日)

1 この規則は、平成15年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の規則の規定にかかわらず、この規則の施行の日の前日までに川崎市福祉のまちづくり条例(平成9年川崎市条例第36号)第15条の規定による協議又は同条例第22条ただし書の規定による通知が行われた公共的施設の新築等で、同日までに工事を完了していない

ものに係る同条例第10条第2項に規定する整備基準については、なお従前の例による。

附 則（平成16年4月23日規則第50号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年6月28日規則第65号）

この規則は、平成16年7月1日から施行する。

附 則（平成18年9月29日規則第114号）

この規則は、平成18年10月1日から施行する。

附 則（平成20年1月31日規則第4号）

（施行期日）

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の規則(以下「新規則」という。)第6条の規定は、平成20年5月1日以降に建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項又は第6条の2第1項(同法第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。)に規定する確認の申請を行う者について適用し、同日の前日までに当該申請を行う者については、なお従前の例による。

3 新規則の規定にかかわらず、この規則の施行の日の前日までに川崎市福祉のまちづくり条例（平成9年川崎市条例第36号）第15条の規定による協議又は同条例第22条ただし書の規定による通知が行われた公共的施設の新築等で、同日までに工事を完了していないものに係る同条例第10条第2項に規定する整備基準については、なお従前の例による。

附 則（平成21年9月4日規則第67号）

この規則は、平成21年10月1日から施行する。

この規則は、平成21年10月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日規則第9号）

（施行期日）

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則（第1条、第16条及び第19条を除く。）による改正前の規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

附 則（平成29年3月31日規則第33号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

別表第1(第2条、第5条関係)

区分	公共的施設	指定施設
1 官公庁の施設	官公庁及び第13条に規定する者の施設	すべての施設
2 社会福祉施設	(1) 児童福祉施設(保育所を除く。) (2) 身体障害者社会参加支援施設 (3) 保護施設 (4) 授産施設 (5) 婦人保護施設 (6) 老人福祉施設及び有料老人ホーム (7) 母子福祉施設 (8) 母子健康包括支援センター (9) 介護老人保健施設 (10) 障害者支援施設 (11) 福祉ホーム (12) その他これらに類する施設	すべての施設
3 医療施設	病院及び診療所	すべての施設
4 教育文化施設	(1) 学校(学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づくもの) (2) 保育所 (3) 自動車教習所 (4) 図書館 (5) 博物館 (6) 集会場及び公会堂 (7) 公民館 (8) その他これらに類する施設	すべての施設
5 公共交通機関の施設	(1) 鉄道の駅 (2) 港湾法(昭和25年法律第218号)第2条第5項第7号に規定する旅客施設	すべての施設
6 鉄道の駅と一体として利用される施設	鉄道の駅と一体として利用される通路、駅前広場その他これらに類する施設(13に該当するものを除く。)	すべての施設
7 宿泊施設	(1) ホテル及び旅館 (2) その他これらに類する施設	当該用途に供する部分の床面積の合計(増築の場合にあっては、増築後の当該用途に供する部分の床面積の合計。以下「用途面積」という。)が500平方メートル以上の施設

8 商業施設	<ul style="list-style-type: none"> (1) 銀行その他の金融機関の店舗 (2) ガス小売事業者の営業所及び事務所 (3) 小売電気事業者の営業所及び事務所 (4) 認定電気通信事業者の営業所及び事務所 (5) 冠婚葬祭施設 (6) コンビニエンスストア(物品販売業を営む店舗のうち、用途面積が30平方メートル以上200平方メートル未満で、食料品を取り扱い、かつ、1日の営業時間が14時間以上であるものをいう。) (7) 調剤薬局 (8) 物品販売業を営む店舗((6)及び(7)を除く。) (9) 飲食店 (10) 理容所 (11) 質屋の営業所 (12) クリーニング所 (13) 宅地建物取引業者の事務所 (14) 旅行業を営む者の営業所 (15) 美容所 (16) 貸衣装屋 (17) その他これらに類する施設 	(1)から(7)までにあつては、すべての施設(8)から(17)までにあつては、用途面積が200平方メートル以上の施設
9 共同住宅	共同住宅	用途面積が1,000平方メートル以上の施設
10 事務所	事務所(1及び8に該当するものを除く。)	用途面積が1,000平方メートル以上の施設
11 1から10までに掲げる施設に準ずるもの	<ul style="list-style-type: none"> (1) 地下街その他これに類する施設 (2) 公衆便所(他の用途の施設の附属施設であるものを除く。) (3) 公衆浴場 (4) 劇場、映画館、演芸場、観覧場及び遊技場 (5) 駐車場法(昭和32年法律第106号)第2条第2号に規定する路外駐車場 (6) 展示場 (7) 体育館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場及びスポーツの練習場 (8) 寄宿舎 (9) 工場 	(1)から(3)までにあつては、すべての施設(4)にあつては、用途面積が300平方メートル以上の施設(5)から(7)までにあつては、用途面積が500平方メートル以上の施設(8)及び(9)にあつては、用途面積が1,000平方メートル以上の施設
12 複合施設	1から11までに掲げるものの2以上の異なる用途に供する建築物(異なる用途に供する部分が明確に区分され、出入口等の主要な部分を共有しないものを除く。)	用途面積が1,000平方メートル以上の施設
13 道路	道路法(昭和27年法律第180号)第2条第1項に規定する道路	
14 公園	<ul style="list-style-type: none"> (1) 公園及び緑地 (2) 動物園、植物園及び遊園地 (3) その他これらに類する施設 	

別表第2(第3条関係)

公共交通機関の施設、鉄道の駅と一体として利用される施設、
道路及び公園以外の公共的施設に関する整備基準

整備項目	整備基準
1 敷地内通路	<p>直接地上へ通ずる出入口から敷地に接する道に至る敷地内通路のうち、1以上の敷地内通路は、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 有効幅員(内法をいう。以下同じ。)は、140センチメートル以上とすること。</p> <p>(2) 路面は、滑りにくく、水はけの良い仕上げとすること。</p> <p>(3) 路面に高低差がある場合は、5に定める構造の傾斜路又は車いす使用者用特殊構造昇降機(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第129条の3第2項第1号又は第2号の規定により国土交通大臣が定めた構造方法を用いる昇降機で専ら車いす使用者の利用に供するものをいう。以下同じ。)を設けること。ただし、高低差が2センチメートル以下の場合は、この限りでない。</p> <p>(4) 段を設ける場合は、6に定める構造とすること。</p> <p>(5) 排水溝には、つえ、車いすのキャスター等(以下「つえ等」という。)が落ち込まない構造の溝ぶたを設けること。</p>
2 外部出入口	<p>直接地上又は駐車場へ通ずる出入口のうち、それぞれ1以上の出入口は、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 有効幅員は、90センチメートル以上とすること。</p> <p>(2) 車いす使用者の通行の妨げとなる段を設けないこと。</p> <p>(3) 床面は、滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>(4) 戸は、自動的に開閉する構造又は高齢者、障害者等が円滑に利用できる構造とすること。</p> <p>(5) 戸の前後には、車いす使用者が戸の開閉をするために必要な水平面を設けること。</p> <p>(6) 戸の全面が透明な場合は、衝突を防止するための措置を講ずること。</p> <p>(7) 1に定める構造の通路と接続すること。</p>
3 内部出入口	<p>利用者(公共的施設を利用し、当該公共的施設においてサービス等の提供を受ける者をいう。以下同じ。)の利用に供する各室の出入口のうち、1以上の出入口は、次に定める構造とすること。ただし、別表第1の3(病室(患者を入院させるための施設をいう。以下同じ。)を有しない施設に限る。)及び8の(6)から(17)までに掲げる公共的施設で用途面積が300平方メートル未満のもの並びに同表の11の(4)に掲げる公共的施設で用途面積が500平方メートル未満のもの(以下これらを「小規模施設」という。)並びにその他の公共的施設で指定施設に該当しないもの(以下「その他の非該当施設」という。)にあっては、次に定める構造とするよう努めること。</p> <p>(1) 有効幅員は、80センチメートル以上とすること。</p> <p>(2) 車いす使用者の通行の妨げとなる段を設けないこと。</p> <p>(3) 戸は、自動的に開閉する構造又は高齢者、障害者等が円滑に利用できる構造とすること。</p> <p>(4) 戸の前後には、車いす使用者が戸の開閉をするために必要な水平面を設けること。</p>

<p>4 廊下その他これに類するもの(以下「廊下等」という。)</p>	<p>2に定める構造の外部出入口から利用者の利用に供する各室の出入口に至る廊下等のうち、それぞれ1以上の廊下等(7に定める構造のエレベーターを設ける場合にあつては、当該エレベーターの昇降路に至る廊下等を含む。)は、次に定める構造とすること。ただし、小規模施設及びその他の非該当施設にあつては、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 有効幅員は、140センチメートル以上とすること。ただし、別表第1の9及び11((8)の施設に限る。)に掲げる公共的施設にあつては、廊下等の末端付近の構造は、車いすの転回に支障のないものとし、かつ、区間30メートル以内ごとに車いすが転回することができる構造の部分の部分を設けた場合は、120センチメートル以上とすることができる。</p> <p>(2) 床面は、滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>(3) 床面に高低差がある場合は、5に定める構造の傾斜路又は車いす使用者用特殊構造昇降機を設けること。</p> <p>(4) 別表第1の2及び3に掲げる公共的施設にあつては、手すりを設けること。</p> <p>(5) 曲がり角は、車いす使用者の通行に支障のない構造とすること。</p>
<p>5 傾斜路</p>	<p>(1) 利用者の利用に供する傾斜路((2)に該当するものを除く。)は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 有効幅員は、140センチメートル以上とすること。ただし、階段を併設した場合は、90センチメートル以上とすることができる。</p> <p>イ 傾斜路のこう配は、15分の1以下とすること。ただし、高低差が20センチメートル未満の場合又は屋内の場合は、12分の1以下とすることができる。</p> <p>ウ 高低差が60センチメートルを超える場合は、60センチメートル以内ごとに踏幅150センチメートル以上の踊場を設けること。</p> <p>エ 高低差が16センチメートルを超える場合は、手すりを設けること。</p> <p>オ 両側は、転落を防ぐ構造とすること。</p> <p>カ 表面は、滑りにくい仕上げとし、踊場、敷地内通路及び廊下等との色の明度、色相又は彩度の差の大きいものとするにより、その存在を容易に識別しやすいものとする。</p> <p>(2) 小規模施設及びその他の非該当施設の利用者の利用に供する傾斜路は、(1)のエからカまで及び次に定める構造とすること。</p> <p>ア 有効幅員は、120センチメートル以上とすること。ただし、階段を併設した場合は、90センチメートル以上とすることができる。</p> <p>イ 傾斜路のこう配は、12分の1以下とすること。ただし、高低差が16センチメートル未満の場合又は屋内の場合は、8分の1以下とすることができる。</p> <p>ウ 高低差が75センチメートルを超える場合は、75センチメートル以内ごとに踏幅150センチメートル以上の踊場を設けること。</p>
<p>6 階段</p>	<p>利用者の利用に供し、かつ、直接地上へ通ずる出入口がない階に通ずる階段は、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 有効幅員(当該有効幅員の算定に当たっては、手すりの幅は、10センチメートルを限度として、ないものとみなす。)は、130センチメートル以上とすること。ただし、7に規定する構造のエレベーターを設けた場合又は小規模施設若しくはその他の非該当施設の場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 主たる階段は、回り階段としないこと。</p> <p>(3) 手すりを設けること。</p> <p>(4) 表面は、滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>(5) 踏面の端部の全体とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差の大きいものとするにより、段を容易に識別しやすいものとし、かつ、つまずきにくい構造とすること。</p>

<p>7 エレベーター</p>	<p>(1) 別表第1の1、4((3)から(5)までの施設に限る。)及び11((1)の施設に限る。)に掲げる公共的施設、用途面積が300平方メートル以上の同表の4((6)及び(7)の施設に限る。)に掲げる公共的施設、用途面積が1,000平方メートル以上の同表の2、3、4((1)及び(2)の施設に限る。)、7、8((1)から(5)まで及び(7)から(17)までの施設に限る。)及び11((2)から(7)までの施設に限る。)に掲げる公共的施設並びに用途面積が1,000平方メートル以上で4階以上の階を有する同表の9、10、11((8)及び(9)の施設に限る。)及び12に掲げる公共的施設で、利用者の利用に供し、かつ、直接地上へ通ずる出入口がない階を有するものにあつては、かごが当該階に停止する次に定める構造のエレベーターを1以上設けること。</p> <p>ア かご及び昇降路の出入口の有効幅員は、それぞれ80センチメートル以上とすること。</p> <p>イ かごは、間口140センチメートル以上、奥行き135センチメートル以上とすること。ただし、別表第1の9、10、11((8)及び(9)の施設に限る。)及び12に掲げる公共的施設において、車いす使用者及びその他の利用者が同時に利用できるかごを設ける場合は、この限りでない。</p> <p>ウ かごの床面は、車いすの転回に支障がないものとし、かつ、滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>エ かご内には、かごが停止する予定の階及びかごの現在位置を表示する装置を設けること。</p> <p>オ かご内には、かごが停止した階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。</p> <p>カ かご内には、戸の開閉状態等出入口の状況を確認することができる鏡を設けること。</p> <p>キ かご内の左右両面の側板には、手すりを設けること。</p> <p>ク かご内及び乗降ロビーには、車いす使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けることとし、かご内に設けられた当該制御装置のうち、1以上には、インターホン(かご内とエレベーターを管理する者が勤務する場所との間を連絡することができる装置をいう。)を設けること。</p> <p>ケ かご内及び乗降ロビーの制御装置の操作の表示及び階の表示を点字その他の方法により行うこと(小規模施設並びに別表第1の4((3)の施設に限る。)、9、10及び11((5)、(8)及び(9)の施設に限る。)に掲げる公共的施設の場合を除く。)</p> <p>コ 乗降ロビーの幅及び奥行きは、それぞれ150センチメートル以上とすること。</p> <p>サ 乗降ロビーには、停止するかごの昇降方向を音声等により知らせる装置を設けること。ただし、かご内にかご及び昇降路の出入口の戸が開いたときにかごの昇降方向を音声により知らせる装置を設ける場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 利用者の利用に供し、かつ、直接地上へ通ずる出入口がない階を有する公共的施設((1)に該当する施設を除く。)にあつては、かごが当該階に停止する(1)に定める構造のエレベーターを1以上設けるよう努めること。</p>
-----------------	---

<p>8 便所</p>	<p>(1) 別表第1の1、2、3(病室を有しない施設にあっては、用途面積が300平方メートル以上のものに限る。)、4、7、8((1)から(5)までの施設及び用途面積が500平方メートル以上の(7)から(17)までの施設に限る。)、9、10、11((4)の施設にあっては、用途面積が500平方メートル以上のものに限る。)及び12に掲げる公共的施設で、利用者の利用に供する便所を設ける場合は、車いす使用者を始めとするすべての利用者が円滑に利用できる便房(以下「多機能便房」という。)を有する便所(以下「多機能トイレ」という。)を1以上(男女用の区別があるときは、それぞれ1以上)設けることとし、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 便所及び多機能便房の出入口の有効幅員は、80センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 便所及び多機能便房の出入口の戸は、高齢者、障害者等が円滑に利用できる構造とすること。</p> <p>ウ 多機能便房の幅及び奥行きの内法は、それぞれ200センチメートル以上とすること。ただし、構造上やむを得ない場合は、一方を150センチメートル以上とすることができる。</p> <p>エ 便所及び多機能便房の出入口には、車いす使用者の通行の妨げとなる段を設けないこと。ただし、やむを得ず段を設ける場合は、車いす使用者が円滑に通過できる構造とすること。</p> <p>オ 多機能便房内の便器は、腰掛式とし、手すりを設けること。</p> <p>カ 多機能便房内の附属器具は、高齢者、障害者等が円滑に利用できるものとし、緊急通報装置を必要に応じて設けること。</p> <p>キ 床面は、滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>ク 多機能便房内には、高齢者、障害者等が円滑に利用できる構造の洗面器を設けること。</p> <p>ケ 多機能便房内に荷物台を設置するよう努めること。</p> <p>コ 多機能トイレは、外部出入口のある階及び施設規模に応じて複数階に設けるよう努めること。</p> <p>サ 出入口には、多機能トイレである旨を表示すること。</p> <p>シ 小便器を設ける場合は、1以上の小便器は、手すり付きの床置き式、壁掛式の小便器(受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。)等とすること。</p> <p>ス 1以上の便房内には、高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けること。</p> <p>(2) 多機能トイレ以外に利用者の利用に供する便所を設ける場合は、1以上(男女用の区別があるときは、それぞれ1以上)の便所は、次に定める構造とすること。ただし、別表第1の8((6)の施設及び用途面積が200平方メートル未満の(7)の施設に限る。)に掲げる公共的施設は、この限りでない。</p> <p>ア 便所及び1以上の便房の出入口の有効幅員は、それぞれ80センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 便所及び便房の出入口には、車いす使用者の通行の妨げとなる段を設けないこと。ただし、やむを得ず段を設ける場合は、車いす使用者が円滑に通過できる構造とすること。</p> <p>ウ 床面は、滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>エ 1以上の便器は、腰掛式とし、手すりを設けること。</p> <p>オ 高齢者、障害者等が円滑に利用できる構造の洗面器を1以上設けること。</p> <p>カ 小便器を設ける場合は、1以上の小便器は、手すり付きの床置き式、壁掛式の小便器(受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。)等とすること。</p>
-------------	--

9 駐車場	<p>別表第1の1から4まで、7(用途面積が1,000平方メートル以上の施設に限る。)、8(1)から(5)までの施設及び用途面積が500平方メートル以上の(7)から(17)までの施設に限る。)、10、11((1)から(7)までの施設に限る。)及び12に掲げる公共的施設で、利用者の利用に供する駐車場を設ける場合は、駐車台数が100台以下のものにあつては1以上の、100台を超えるものにあつては駐車台数に100分の1を乗じて得た数(その数に1未満の端数があるときは、これを1に切り上げるものとする。)以上の、次に定める構造の主として車いす使用者の利用しやすい駐車施設(以下「車いす使用者用駐車施設」という。)を設けることとし、2に定める構造の外部出入口に至る通路のうち、1以上の通路は、1に定める構造とすること。</p> <p>(1) 幅は350センチメートル以上、奥行きは500センチメートル以上とし、1以上の施設は、幅は370センチメートル以上、奥行きは600センチメートル以上とすること。</p> <p>(2) 設置する場所は、2に定める構造の外部出入口に近接した水平な場所とすること。</p> <p>(3) 車いす使用者用駐車施設である旨を見やすい方法で分かりやすく表示すること。</p>
10 レジ通路等	<p>別表第1の4((4)から(8)までの施設に限る。)、8((1)から(5)までの施設及び用途面積が300平方メートル以上の(7)から(16)までの施設に限る。)、11((3)、(4)、(6)及び(7)の施設に限る。)に掲げる公共的施設で、レジ通路等(商品等の代金を支払う場所及び劇場等の改札口における通路をいう。以下同じ。)を設ける場合は、1以上のレジ通路等の有効幅員は、90センチメートル以上とすること。</p>
11 浴室	<p>別表第1の2、3(病室を有する施設に限る。)、7(用途面積が1,000平方メートル以上の施設に限る。)及び11((3)、(7)及び(8)の施設に限る。)に掲げる公共的施設で、利用者の利用に供する共同浴室を設ける場合は、1以上(男女用の区別があるときは、それぞれ1以上)の共同浴室は、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 出入口の有効幅員は、80センチメートル以上とすること。</p> <p>(2) 出入口には、車いす使用者の通行の妨げとなる段を設けないこと。ただし、やむを得ず段を設ける場合は、車いす使用者が円滑に通過できる構造とすること。</p> <p>(3) 戸は、高齢者、障害者等が円滑に利用できる構造とすること。</p> <p>(4) 脱衣室及び洗い場の床面は、滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>(5) 浴槽及び洗い場には、必要に応じて手すりを設けること。</p> <p>(6) 洗い場の床面から浴槽の縁の上端までの高さは、高齢者、障害者等の円滑な利用に配慮した高さとする。</p>
12 シャワー室及び更衣室	<p>別表第1の2、3(病室を有する施設に限る。)及び11((7)の施設に限る。)に掲げる公共的施設で、利用者の利用に供するシャワー室及び更衣室を設ける場合は、1以上(男女用の区別があるときは、それぞれ1以上)のシャワー室及び更衣室は、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 出入口の有効幅員は、80センチメートル以上とすること。</p> <p>(2) 出入口には、車いす使用者の通行の妨げとなる段を設けないこと。ただし、やむを得ず段を設ける場合は、車いす使用者が円滑に通過できる構造とすること。</p> <p>(3) 戸は、高齢者、障害者等が円滑に利用できる構造とすること。</p> <p>(4) 床面は、滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>(5) シャワー用の区画のうち、1以上には、手すりを設けること。</p> <p>(6) シャワー用の区画のうち、1以上には、壁付ベンチ等を設けるように努めること。</p>

<p>13 客室</p>	<p>別表第1の2及び7(1,000平方メートル未満の施設を除く。)に掲げる公共的施設において、利用者の宿泊の用に供する客室を設ける場合は、客室数が100室以下のものにあつては1以上の、100室を超えるものにあつては客室数に100分の1を乗じて得た数(その数に1未満の端数があるときは、これを1に切り上げるものとする。)以上の、次に定める構造の客室を設けること。</p> <p>(1) 出入口は、3に定める構造とすること。</p> <p>(2) 床面は、滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>(3) 高齢者、障害者等が円滑に利用できるように、室内に手すり等を適切に配置すること。</p> <p>(4) 車いす使用者が円滑に移動し、回転できるように、十分な広さを確保すること。</p> <p>(5) ベッドを設ける場合は、車いすの座面の高さと同程度の高さを確保すること。</p> <p>(6) 高齢者、障害者等が円滑に利用できるように、3に定める構造の内部出入口を有し、床面積が確保され、かつ、腰掛式の便器、手すり等が適切に配置された便所を設けること。ただし、別表第1の2に掲げる公共的施設において、客室の外部に8の(1)に定める構造の多機能トイレを設ける場合は、この限りでない。</p> <p>(7) 高齢者、障害者等が円滑に利用できるように、3に定める構造の内部出入口を有し、浴槽、手すり等が適切に配置された浴室を設けること。ただし、別表第1の2に掲げる公共的施設において、客室の外部に11に定める構造の浴室を設ける場合は、この限りでない。</p>
<p>14 観覧席及び客席(以下「観覧席等」という。)並びに舞台</p>	<p>(1) 別表第1の1、2、4及び11((4)、(6)及び(7)の施設に限る。)に掲げる公共的施設で、固定式の観覧席等を設ける場合は、観覧席等の数が500席以下のものにあつては2席以上の、500席を超えるものにあつては席の数に200分の1を乗じて得た数(その数に1未満の端数があるときは、これを1に切り上げるものとする。)以上の、次に定める構造の車いすで利用できる席(以下「車いす使用者用席」という。)を設けること。</p> <p>ア 1席当たりの幅は90センチメートル以上、奥行きは140センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 床面は、滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>ウ 設置する場所は、出入口から近接し、段差なく到達できる場所とすること。</p> <p>エ 車いす使用者用席に至る通路は、車いす使用者とその他の利用者のすれ違いができる幅員を確保すること。</p> <p>(2) 高齢者、障害者等が円滑に客席又は舞台そで口から舞台上上がることができる経路をそれぞれ1以上確保すること。</p>
<p>15 カウンター及び記載台</p>	<p>カウンター及び記載台を設ける場合は、1以上のカウンター及び記載台は、次に定める構造とすること。ただし、小規模施設、別表第1の9及び11((8)の施設に限る。)に掲げる公共的施設並びにその他の公共的施設で指定施設に該当しないものにあつては、次に定める構造とするよう努めること。</p> <p>(1) 高さは、75センチメートル程度とすること。</p> <p>(2) 下部には、車いす使用者が円滑に利用できる構造のけこみを設けること。</p>

16 公衆電話機及び公衆電話台	<p>(1) 高齢者、障害者等が円滑に利用できる公衆電話機を設置するよう努めること。</p> <p>(2) 公衆電話台を設ける場合は、1以上の公衆電話台は、次に定める構造とすること。ただし、小規模施設、別表第1の9及び11((8)の施設に限る。)に掲げる公共的施設並びにその他の公共的施設で指定施設に該当しないものにあつては、次に定める構造とするよう努めること。</p> <p>ア 可動式台又は固定式台を設けること。この場合において、固定式台の高さは、75センチメートル程度とすること。</p> <p>イ 下部には、車いす使用者が円滑に利用できる構造のけこみを設けること。</p>
17 案内標示	<p>7に定める構造のエレベーターその他の昇降機、8(1)に定める構造の便所又は9に定める構造の駐車場を設ける場合は、次に定める構造の案内標示(各施設の配置を表示した案内板等の案内設備及び各施設があることを示す標識をいう。以下この表及び別表第3において同じ。)を設けること。ただし、小規模施設並びに別表第1の4((3)の施設に限る。)、9、10及び11((5)、(8)及び(9)の施設に限る。)に掲げる公共的施設にあつては、次に定める構造の案内標示とするよう努めること。</p> <p>(1) 案内設備の高さ、照明並びに文字の大きさ及び表記方法は、高齢者、障害者等が見やすく、かつ、分かりやすい構造とすること。ただし、当該エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車場の配置を容易に視認できる場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 視覚障害者に対する案内設備は、点字その他の方法による表示を行うこと。</p> <p>(3) 標識は、各施設の付近であつて、高齢者、障害者等が見やすい位置に設置し、かつ、表示すべき内容が分かりやすいものとする。</p>
18 非常口及び誘導設備	<p>(1) 非常口には、段を設けないこと。</p> <p>(2) 非常時に利用者を適切に誘導することができるように、次に定める構造の設備を設けるよう努めること。</p> <p>ア 外部出入口、廊下等及び階段の必要な箇所には、非常時を知らせる点滅灯又は点滅灯と連動した電光表示板を設けること。</p> <p>イ 一斉放送ができる設備を設けること。</p>
19 休憩設備及び授乳場所	<p>別表第1の1から3まで、4((3)から(8)までの施設に限る。)、7、8及び11((1)から(7)までの施設に限る。)に掲げる公共的施設には、必要に応じて、休憩用の設備及び授乳のための場所を設けるよう努めること。</p>

<p>20 視覚障害者の安全かつ円滑な利用に必要な設備</p>	<p>視覚障害者が安全かつ円滑に利用できるように、次のように整備すること。ただし、小規模施設並びに別表第1の4(3)の施設に限る。)、9、10及び11(5)、(8)及び(9)の施設に限る。)に掲げる公共的施設にあつては、次のように整備するよう努めること。</p> <p>(1) 次の場所には、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できる視覚障害者誘導用ブロックを敷設し、又は音声その他の方法により、視覚障害者を誘導する設備を設けること。ただし、高齢者、障害者等の利用に支障がないと認められる別表第1の2及び3に掲げる公共的施設にあつては、この限りでない。</p> <p>ア 1に定める構造の敷地内通路のうち、1以上の敷地内通路</p> <p>イ 2に定める構造の外部出入口の戸の前後</p> <p>ウ 2に定める構造の外部出入口から受付又は17に定める構造の案内標示に至る4に定める構造の廊下等のうち、1以上の廊下等</p> <p>エ 5に定める構造の傾斜路の上端及び下端に近接する1に定める構造の敷地内通路及び4に定める構造の廊下等並びに当該傾斜路の踊場の部分。ただし、1に定める構造の敷地内通路に、6に定める構造の階段を併設する場合を除く。</p> <p>オ 6に定める構造の階段の上端及び下端に近接する1に定める構造の敷地内通路及び4に定める構造の廊下等並びに当該階段の踊場の部分</p> <p>カ 7の(1)に定める構造のエレベーターの乗降ロビーに設ける操作盤に近接する4に定める構造の廊下等</p> <p>(2) 4に定める構造の廊下等、5に定める構造の傾斜路及び6に定める構造の階段に設ける手すりの始末端部には、必要に応じて点字その他の方法による案内を設けること。</p> <p>(3) 便所及び客室の出入口には、点字その他の方法による案内を設けるよう努めること。</p> <p>(4) エスカレーターを設ける場合には、くし板をステップ部と区別しやすい色とすること。</p>
<p>21 聴覚障害者の安全かつ円滑な利用に必要な設備</p>	<p>聴覚障害者が安全かつ円滑に利用できるように、次のように整備すること。</p> <p>(1) 別表第1の1、3(病室を有する施設に限る。))及び8((1)から(4)までの施設に限る。))に掲げる公共的施設において、利用者の案内又は呼出しのための窓口等を設ける場合は、聴覚障害者の利用状況を考慮し、文字により情報を表示する設備を1以上の窓口等に設けること。</p> <p>(2) 別表第1の1、2及び4((4)から(7)までの施設に限る。))に掲げる公共的施設において、利用者の利用に供する会議室を設ける場合は、聴覚障害者の利用状況を考慮し、スクリーン等を備え、スクリーン等に文字を映し出せる機器を設けること。</p> <p>(3) 別表第1の1、2、4及び11((4)、(6)及び(7)の施設に限る。))に掲げる公共的施設において、利用者の利用に供する客席を設ける場合は、難聴者の聴力を補う設備を設けるよう努めること。</p> <p>(4) 別表第1の1、2、3(病室を有する施設に限る。))及び4((4)及び(5)の施設に限る。))に掲げる公共的施設において、受付を設ける場合は、手話通訳ができる者を配置するよう努めること。</p>

川崎市福祉のまちづくり条例 整備項目適用表

(事前協議の対象となる指定施設と整備項目)

指定施設名称	1 官公庁 の施設	2 社会 福祉 施設	3 医療施設		4 教育文化施設							7 宿泊施設		
			病院、 病室を 有する 診療所	病室を有し ない診療所	(1)学校 (2)保育所	(3) 自動車 教習所	(4) 図書館 (5) 博物館	(6) 集会所 公会堂 (7) 公民館	(1)ホテル ・旅館					
整備項目及び整備基準	用途面積(以上~未満)		0~200㎡											
			200~300㎡											
			300~500㎡											
			500~1000㎡											
			1000㎡~											
1. 敷地内 通路	有効幅員	140cm以上												
	路面の仕上げ	滑りにくく、水はけの良い仕上げ												
	傾斜路及び 段差解消機	高低差がある場合は、「傾斜路又は段差解消機」を設置	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	段	段を設ける場合は「階段」に定める構造												
	排水溝のふた	つえ等が落ち込まない構造												
2. 外部 出入口	有効幅員	90cm以上												
	段	車いす使用者の通行の妨げとなる段を設けない												
	床面の仕上げ	滑りにくい仕上げ												
	戸の構造	自動的に開閉又は障害者等が円滑に利用できる構造	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	戸の前後	車いす使用者が戸の開閉をするために必要な水平面を設置												
	衝突防止措置	戸の全面が透明な場合は、衝突を防止する措置を講ずる												
	通路との接続	「敷地内通路」との接続												
3. 内部 出入口	有効幅員	80cm以上												
	段	車いす使用者の通行の妨げとなる段を設けない												
	戸の構造	自動的に開閉又は障害者等が円滑に利用できる構造	●	●	●	▲	●	●	●	●	●	●	●	●
	戸の前後	車いす使用者が戸の開閉をするために必要な水平面を設置												
4. 廊下等	有効幅員	140cm以上(共同住宅、寄宿舎は回転スペースを設け120cm以上)												
	床面の仕上げ	滑りにくい仕上げ												
	傾斜路及び 段差解消機	高低差がある場合は、「傾斜路又は段差解消機」を設置	●	●	●	▲	●	●	●	●	●	●	●	●
	手すり	手すりを設置												
	曲がり角	車いす使用者の通行に支障のない構造												
5. 傾斜路	有効幅員	140(120)cm以上、階段併設90cm以上												
	勾配	1/15(1/12)以下、高低差20(16)cm未満・屋内は1/12(1/8)以下												
	踊場	高低差60(75)cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場	●	●	●	(●)	●	●	●	●	●	●	●	●
	手すり	高低差16cmを超える場合は、手すりを設置												
	転落防止措置	両側は転落を防ぐ構造												
	床面の仕上げ	滑りにくい仕上げ												
6. 階段	有効幅員	130cm以上(幅員規定なし)												
	主たる階段の形状	回り階段としない												
	手すり	手すりを設置	●	●	●	(●)	●	●	●	●	●	●	●	●
	床面の仕上げ	滑りにくい仕上げ												
	段の仕上げ及び構造	段を選別しやすいものとし、かつ、つまずきにくい構造												

指定施設名称	1 官公庁の施設		2 社会福祉施設		3 医療施設		4 教育文化施設				7 宿泊施設		
	病院、病室を有する診療所	病室を有しない診療所	(1)学校 (2)保育所	(3)自動車教習所	(4)図書館 (5)博物館	(6)集会所 公会堂 (7)公民館	(1)ホテル ・旅館						
整備項目及び整備基準	用途面積(以上~未満)		0~200㎡										
			200~300㎡										
			300~500㎡										
			500~1000㎡										
			1000㎡~										
7. エレベーター	出入口の有効幅員及び構造	有効幅員はそれぞれ80cm以上											
	かごの広さ	間口140cm以上、奥行き135cm以上(車いす使用者と他の利用者が同時利用できる広さ)											
	床面の形状	車いすの転回に支障がないものとし、かつ、滑りにくい仕上げ											
	かご内の表示	停止する予定の階及び現在位置を表示する装置を設置											
	かご内の音声装置	停止した階並びに出入口の閉鎖を音声により知らせる装置を設置											
	鏡	出入口の状況を確認する鏡を設置											
	手すり	かご内の左右両面の側板に設置											
	制御装置	かご内及び乗降ロビーにおいて、車いす使用者の利用しやすい位置に設置、1以上にインターホンを設置											
	点字表示	かご内及び乗降ロビーの制御装置の操作の表示及び階の表示を点字その他の方法により行う											
	乗降ロビーの広さ	幅及び奥行きは、それぞれ150cm以上											
音声装置	乗降ロビーには、停止するかごの昇降方向を音声により知らせる装置を設置												
8. 便所	(1) 多機能トイレ	設置数	1以上(男女用の区別があるときは、それぞれ1以上)										
		出入口の有効幅員	便所及び便房の出入口の有効幅員は、それぞれ80cm以上										
		出入口の戸の構造	出入口の戸は、車いす使用者が円滑に利用できる構造										
		便房の広さ	幅及び奥行きの内法は、それぞれ200cm以上										
		段	車いす使用者の通行の妨げとなる段を設けない										
		便器・手すり	腰掛式とし、手すりを設置										
		付属機器	使いやすいものとし、非常用呼び出しボタン、フラッシュベルなどの緊急通報装置を必要に応じて設けること										
		床面の仕上げ	滑りにくい仕上げ										
		洗面器	便房内には、障害者等が円滑に利用できる構造の洗面器を設置										
		荷物の設置	便房内に荷物を設置するよう努める										
	(2) 以外のトイレ	複数階に設置	外部出入口のある階及び施設規模に応じて複数階に設置するよう努める										
		表示	便所の出入口には、多機能トイレであることを表示										
		小便器	小便器を設置する場合は、1以上を手すり付きの床置き等とする										
		水洗器具	1以上の便房内にオストメイト対応の水洗器具を設置										
		設置数	1以上(男女用の区別があるときは、それぞれ1以上)										
		有効幅員	便所及び便房の出入口の有効幅員は、それぞれ80cm以上										
		段	便所及び便房の出入口には、段を設けない										
		床面の仕上げ	滑りにくい仕上げ										
		便器・手すり	腰掛式とし、手すりを設置										
		洗面器	障害者等が円滑に利用できる洗面器を1以上設置										
小便器	小便器を設置する場合は、1以上を手すり付きの床置き等とする												

●:整備が必要な項目、(●):()内の基準での整備が必要な項目、▲:整備に努める項目

8 商業施設								9	10	11 1~10までに掲げる施設に準ずる施設										12
(1)金融機関 (2)ガス (3)電気 (4)通信	(5)冠婚葬祭施設	(6)コンビニエンスストア(30~200㎡)	(7)調剤薬局				(8)~(17)*		共同住宅	事務所	(1)地下街等	(2)公衆便所	(3)公衆浴場	(4)劇場・映画館・演芸場・観覧場・遊技場	(5)路外駐車場(機械式駐車場を除く)	(6)展示場	(7)体育館・ホール・リング場等	(8)寄宿舎	(9)工場	複合施設
▲ 1000㎡未満	▲ 1000㎡未満	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	●	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲
● 1000㎡以上	● 1000㎡以上	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲
●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●

※ (8) 物品販売業を営む店舗【(6)、(7)を除く】 (13) 宅地建物取引業者の事務所
 (9) 飲食店 (14) 旅行業を営む者の営業所
 (10) 理容所 (15) 美容所
 (11) 質屋の営業所 (16) 貸衣装屋
 (12) クリーニング所 (17) その他これらに類する施設

指定施設名称	1 官公庁の施設		2 社会福祉施設		3 医療施設		4 教育文化施設				7 宿泊施設			
	病院、病室を有する診療所	病室を有しない診療所	(1)学校	(2)保育所	(3)自動車教習所	(4)図書館	(5)博物館	(6)集会所 公会堂 (7)公民館	(1)ホテル・旅館					
整備項目及び整備基準	用途面積(以上～未満)		0～200㎡											
			200～300㎡											
			300～500㎡											
			500～1000㎡											
			1000㎡～											
9. 駐車場	車いす利用者用	設置数	100台以下の場合1以上、100台超の場合1/100以上											
		広さ	幅350cm以上×奥行き500cm以上、ただし1台以上を幅370cm以上×奥行き600cm以上	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
		設置場所	「外部出入口」に近接した水平な場所											
		表示	車いす利用者用駐車施設である旨を見やすい方法で表示											
10. レジ通路等	有効幅員	1以上のレジ通路等の有効幅員は90cm以上							●	●	●			
11. 浴室	設置数	1以上(男女用の区別があるときは、それぞれ1以上)												
	出入口の有効幅員	80cm以上												
	段	出入口には車いす利用者の通行の妨げとなる段を設けない												
	戸の構造	障害者等が円滑に利用できる構造	●	●									●	
	脱衣室・洗い場の床面	滑りにくい仕上げ												
	手すり	浴槽及び洗い場には、必要に応じて手すりを設置												
浴槽の縁の高さ	障害者等の円滑な利用に配慮した高さ													
12. シャワー室及び更衣室	設置数	1以上(男女用の区別があるときは、それぞれ1以上)												
	出入口の有効幅員	80cm以上												
	段	出入口には車いす利用者の通行の妨げとなる段を設けない		●	●									
	戸の構造	障害者等が円滑に利用できる構造												
	床面の仕上げ	滑りにくい仕上げ												
	手すり	1以上には、手すりを設置												
	シャワー用の区画	1以上には、壁付ベンチを設置するよう努める		▲	▲									
13. 客室	設置数	100室以下の場合1室以上、100室超の場合1/100以上												
	出入口の構造	「内部出入口」に定める構造												
	床面の仕上げ	滑りにくい仕上げ												
	手すり	必要に応じて、手すりを設置												
	室内の広さ	車いす使用者が円滑に移動し、回転できるよう十分な広さを確保		●									●	
	ベッドの高さ	車いすの座面の高さと同程度の高さを確保												
	便房	「内部出入口」を有し、床面積が確保され、かつ腰掛便座、手すり等が適切に配置された便房を設置												
	浴室	「内部出入口」を有し、浴槽、手すり等が適切に配置された浴室を設置												
	14. 観覧席及び客席並びに舞台	使用者用車いす席	設置数	500席以下の場合2席以上、500席超の場合1/200以上										
広さ			幅90cm以上×奥行き140cm以上	●	●									
床面の仕上げ			滑りにくい仕上げ											
設置場所			出入口から近接し、段差なく到達できる場所とする						●	●	●	●	●	
席に至る通路の幅員			人と車いす利用者のすれ違いができる幅員を確保											
舞台への経路の確保			舞台に上がることができる経路を確保											

指定施設名称		用途面積(以上～未満)	1	2	3 医療施設		4 教育文化施設				7	
			官公庁の施設	社会福祉施設	病院、病室を有する診療所	病室を有しない診療所	(1)学校 (2)保育所	(3)自動車教習所	(4)図書館 (5)博物館	(6)集会所 公会堂 (7)公民館	(1)ホテル・旅館	
整備項目及び整備基準		0～200㎡										
		200～300㎡										
		300～500㎡										
		500～1000㎡										
		1000㎡～										
15. カウンター及び記載台	高さ	75cmを標準とする										
	けこみ	下部には車いす使用者が円滑に利用できる構造のけこみを設置	●	●	●	▲	●	●	●	●	●	●
16. 公衆電話機及び公衆電話台	形式及び高さ	可動式又は固定式台を設置、固定式台の高さは75cm程度を標準とする。	●	●	●	▲	●	●	●	●	●	●
	けこみ	下部には車いす使用者が円滑に利用できる構造のけこみを設置										
	電話機	障害者・高齢者等が円滑に利用できる公衆電話機	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲
17. 案内標示	案内設備	障害者等が見やすく、かつ、分かりやすい高さ、照明、文字の大きさ、表記方法										
	視覚障害者に対する案内設備	点字その他の方法による表示	●	●	●	▲	●	●	▲	●	●	●
	標識	障害者等が見やすい位置に設置し、分かりやすい内容										
18. 非常口及び誘導設備	非常口及び誘導設備	非常口には段を設けない	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
		非常時を知らせる点滅灯又は点滅灯と連動した電光表示板を設置するよう努める	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲
		一斉放送ができる設備を設置するよう努める										
19. 休憩施設及び授乳場所	休憩施設及び授乳場所	▲	▲	▲	▲	▲		▲	▲	▲	▲	
20. 視覚障害者の安全かつ円滑な利用に必要な設備	視覚障害者誘導用ブロックの敷設又は音声誘導設備の設置	敷地内通路										
		外部出入口の戸の前後	●	●	●	▲	●	▲	●	●	●	●
		外部出入口から受付等に至る廊下等										
		傾斜路の上端及び下端並びに踊場										
		階段の上端及び下端並びに踊場										
点字その他の案内設備	必要に応じて廊下等、階段、傾斜路の手すりの終始端部											
	便所、客室の出入口に設置するよう努めること	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	
エスカレーターのかし板	ステップ部と区別しやすい色	●	●	●	▲	●	●	▲	●	●	●	
21. 聴覚障害者の安全かつ円滑な利用に必要な設備	文字情報表示設備の設置	利用者の案内、呼び出しのための窓口等に設置	●		●							
	文字表示設備の設置	利用者の利用に供する会議室に、スクリーン等及びスクリーン等に文字を映し出せる機器を設置	●	●					●	●	●	
	難聴者の聴力を補う設備の設置	客席に設置するよう努める	▲	▲			▲	▲	▲	▲		
	手話通訳者の配置	受付等に配置するよう努める	▲	▲	▲				▲			

建築物移動等円滑化基準チェックリスト

川崎市

- 施設等の欄の(第〇条)はバリアフリー法施行令の該当条文です。
- 施設等の欄の【第〇条】は川崎市福祉のまちづくり条例第4章(委任規定)の該当条文で、建築物移動等円滑化基準に付加した事項です。
- 委任規定で追加した特定建築物は、「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等*」とあるのを「多数の者」と読替えて基準を適用します。

○一般基準 (不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等*が利用するすべての部分に係る基準)

施設等	チェック項目	設計	完了
廊下等※屋内 (第 11 条)	①表面は滑りにくい仕上げであるか ②点状ブロック等の敷設 (階段又は傾斜路の上端に近接する部分) ※1、※2 ③すべての廊下等について、上記①から②を満たしているか		
階段※屋内 (第 12 条) 【第 29 条】	①手すりを設けているか(踊場も含む) ②表面は滑りにくい仕上げであるか ③段は識別しやすいものか ④段はつまずきにくいものか ⑤点状ブロック等の敷設 (段部分の上端に近接する踊場の部分) ※1、※3 ⑥主たる階段を回り階段としていないか ⑦主たる階段の幅(当該幅の算定に当たっては、手すりの幅は、10cm を限度としてないものとみなす)は、130cm 以上であるか 当該階段を共同住宅に設ける場合並びに当該階段を設けようとする特別特定建築物等に令第18条第2項第5号に規定するエレベーター及びその乗降ロビーが設けられている場合には、適用しない ⑧すべての階段について、上記①から⑦を満たしているか		
傾斜路※屋内 (第 13 条)	①手すりを設けているか (勾配1/12以下で高さ16cm以下の傾斜部分は除く) ②表面は滑りにくい仕上げであるか ③前後の廊下等と識別しやすいものか ④点状ブロック等の敷設 (傾斜部分の上端に近接する踊場の部分) ※1、※4 ⑤すべての傾斜路について、上記①から④を満たしているか		

※1 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る

※2 告示で定める以下の場合を除く(告示第 1497 号)

- ・勾配が1/20以下の傾斜部分の上端に近接する場合
- ・高さ16cm以下で勾配1/12以下の傾斜部分の上端に近接する場合
- ・自動車車庫に設ける場合

※3 告示で定める以下の場合を除く(告示第 1497 号)

- ・自動車車庫に設ける場合
- ・段部分と連続して手すりを設ける場合

※4 告示で定める以下の場合を除く(告示第 1497 号)

- ・勾配が1/20以下の傾斜部分の上端に近接する場合
- ・高さ16cm以下で勾配1/12以下の傾斜部分の上端に近接する場合
- ・自動車車庫に設ける場合
- ・傾斜部分と連続して手すりを設ける場合

○一般基準 (不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等*が利用する便所を設ける場合の基準)

施設等	チェック項目	設計	完了
便所 (第 14 条) 【第 30 条】	①車椅子使用者用便房を設けているか (1以上) (1)腰掛便座、手すり等が適切に配置されているか (2)車椅子で利用しやすいよう十分な空間が確保されているか ②水洗器具(オストメイト対応)を設けた便房を設けているか (1以上) ③小便器を設ける場合、床置き式の小便器、壁掛式小便器(受け口の高さが35cm 以下のものに限る)その他これらに類する小便器を設けているか (1以上) ④床の表面は、滑りにくい材料で仕上げているか ⑤車椅子使用者用便房及び当該便房が設けられている便所の出入口の幅は、80cm 以上であるか		

○一般基準（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等*が利用するすべての部分に係る基準）

施設等	チェック項目	設計	完了
ホテル又は 旅館の客室 (第15条)	①客室の総数の1/100以上(端数は切り上げ)の車椅子使用者用客室を設けているか		
	②便所(同じ階に共用の車椅子使用者用便房があれば代替可能)		—
	(1)便所内に車椅子使用者用便房を設けているか		
	(2)出入口の幅は80cm以上であるか(当該便房を設ける便所も同様)		
	(3)出入口の戸は車椅子使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか(当該便房を設ける便所も同様)		
	③浴室等(共用の車椅子使用者用浴室等があれば代替可能)		—
	(1)浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されているか		
(2)車椅子で利用しやすいよう十分な空間が確保されているか			
(3)出入口の幅は80cm以上であるか			
(4)出入口の戸は車椅子使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか			
敷地内の 通路※屋外 (第16条)	①表面は滑りにくい仕上げであるか		
	②段がある部分		—
	(1)手すりを設けているか		
	(2)識別しやすいものか		
	(3)つまずきにくいものか		
	③傾斜路		—
(1)手すりを設けているか(勾配1/12以下で高さ16cm以下又は1/20以下の傾斜部分は除く)			
(2)前後の通路と識別しやすいものか			
④すべての敷地内の通路について、上記①から③を満たしているか			
駐車場 (第17条)	①利用者用の駐車場を設ける場合、車椅子使用者用駐車施設を設けているか(1以上)		
	(1)幅は350cm以上であるか		
	(2)利用居室までの経路が短い位置に設けられているか		
標識 (第19条)	①エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設があることの表示が見やすい位置に設けているか		
	②標識は、内容が容易に識別できるものか(日本産業規格Z8210に適合しているか)		
案内設備 (第20条)	①エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を表示した案内板等があるか(配置を容易に視認できる場合は除く)		
	②エレベーターその他の昇降機、便所の配置を点字その他の方法(文字等の浮き彫り又は音による案内)により視覚障害者に示す設備を設けているか		
	③案内所を設けているか(①、②の代替措置)		

○視覚障害者移動等円滑化経路（道等から案内設備までの1以上の経路に係る基準） ※1、※2

施設等	チェック項目	設計	完了
案内設備 までの経路 (第21条)	①線状ブロック等・点状ブロック等の敷設又は音声誘導装置の設置(風除室で直進する場合は除く)		
	②車路に接する部分に点状ブロック等を敷設しているか		
	③段・傾斜がある部分の上端に近接する部分に点状ブロック等を敷設しているか ※3		

※1 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る

※2 告示で定める以下の場合を除く(告示第1497号)

- ・自動車車庫に設ける場合
- ・受付等から建物出入口を容易に視認でき、道等から当該出入口まで線状ブロック等・点状ブロック等や音声誘導装置で誘導する場合

※3 告示で定める以下の部分を除く(告示第1497号)

- ・勾配が1/20以下の傾斜部分の上端に近接する場合
- ・高さ16cm以下で勾配1/12以下の傾斜部分の上端に近接する場合
- ・段部分又は傾斜部分と連続して手すりを設ける踊場等

○移動等円滑化経路（道等から利用居室、車椅子使用者用便房・駐車施設に至る1以上の経路に係る基準）

施設等	チェック項目	設計	完了
移動等円滑化経路(第18条第2項第一号) 【第31条】	①階段・段が設けられていないか（傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合は除く）		
出入口(第二号)	①幅は80cm以上であるか ②戸は車椅子使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか ③直接地上へ通ずる出入口の幅は、90cm以上であるか		
廊下等※屋内(第三号)	①幅は140cm以上であるか(共同住宅は120cm以上) ②区間50m以内ごとに車椅子が転回可能な場所があるか ③戸は車椅子使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか		
傾斜路※屋内(第四号)	①幅は140cm以上であるか(共同住宅は120cm以上)(階段に併設する場合は90cm以上) ②勾配は1/12以下(高さ16cm以下の場合は1/8以下)であるか ③高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設けているか		
エレベーター及びその乗降ロビー(第五号)	①籠は必要階(利用居室又は車椅子使用者用便房・駐車施設のある階、地上階)に停止するか ②籠及び昇降路の出入口の幅は80cm以上であるか ③籠の奥行きは135cm以上であるか ④乗降ロビーは水平で、150cm角以上であるか ⑤籠内及び乗降ロビーに車椅子使用者が利用しやすい制御装置を設けているか ⑥籠内に停止予定階・現在位置を表示する装置を設けているか ⑦乗降ロビーに到着する籠の昇降方向を表示する装置を設けているか ⑧不特定多数の者が利用する2,000㎡以上の建築物に設けるものの場合 (1)上記①から⑦を満たしているか (2)籠の幅は、140cm以上であるか (3)籠は車椅子が転回できる形状か ⑨不特定多数の者又は主に視覚障害者が利用するもの場合 ※1 (1)上記①から⑧を満たしているか (2)籠内に到着階・戸の閉鎖を知らせる音声装置を設けているか (3)籠内及び乗降ロビーに点字その他の方法(文字等の浮き彫り又は音による案内)により視覚障害者が利用しやすい制御装置を設けているか (4)籠内又は乗降ロビーに到着する籠の昇降方向を知らせる音声装置を設けているか		—
特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機(第六号)	①エレベーターの場合 (1)段差解消機(平成12年建設省告示第1413号第1第九号のもの)であるか (2)籠の幅は70cm以上であるか (3)籠の奥行きは120cm以上であるか(車椅子使用者が籠内で方向を変更する必要がある場合) (4)籠の床面積は十分であるか(車椅子使用者が籠内で方向を変更する必要がある場合) ②エスカレーターの場合 (1)車椅子使用者用エスカレーター(平成12年建設省告示第1417号第1ただし書のもの)であるか		—
敷地内の通路※屋外(第七号)	①幅は140cm以上であるか ②区間50m以内ごとに車椅子が転回可能な場所があるか ③戸は車椅子使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか ④傾斜路 (1)幅は140cm以上であるか(段に併設する場合は90cm以上) (2)勾配は1/12以下(高さ16cm以下の場合は1/8以下)であるか (3)高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設けているか (勾配1/20以下の場合は除く)		—
(第3項)	⑤上記①から④は地形の特殊性がある場合は車寄せから建物出入口までに限る		

※1 告示で定める以下の場合を除く(告示第1494号)
・自動車車庫に設ける場合

問い合わせ窓口

- ・ **建築物、駐車場**

事前相談、事前協議、完了検査

- ・ 整備基準適合証交付

まちづくり局建築管理課

TEL 044-200-3088

明治安田生命ビル 11階

- ・ **鉄道の駅、鉄道の駅と
一体として利用される施設**

事前相談、事前協議、完了検査

まちづくり局交通政策室

TEL 044-200-2348

明治安田生命ビル 6階